

## 令和2年11月室戸市農業委員会総会議事録

1. 日時 令和2年11月25日(水) 午後1時30分～午後2時25分
2. 場所 室戸市役所2階 第1会議室
3. 出席委員 10名  
  
1番 島巻 賢二委員 2番 細川 季代委員 3番 藤岡 義博委員  
4番 小松 弘之委員 5番 谷村 眞一委員 6番 西岡 豊委員  
7番 川崎 一男委員 8番 阿野田久志委員 9番 尾崎 考平委員  
10番 山崎 修委員
4. 欠席委員 なし
5. 事務局 局長 中屋 秀志 次長 富士原 夏樹
6. 議案 第1号議案 室戸市農業振興地域整備計画の変更  
(農用地区域からの除外)について  
第2号議案 農地法第3条許可申請について  
第3号議案 農地法第5条許可申請について  
第4号議案 非農地証明願について

(開会時刻午後1時30分)

(島巻会長あいさつ)

議長 ただいまから11月定例総会を開会致します。  
諸般の報告の前に、11月16日の農業委員会会長・事務局長会で、西岡委員が高知県農業会議より永年勤続表彰を受けられましたので、報告及び表彰状の授与を行います。西岡委員前までお願いいたします。

(壇上で会長より、表彰状授与・花束贈呈)

(着席後・西岡委員よりあいさつ)

議 長 それでは、事務局より諸般の報告をいたします。

事 務 局 諸般の報告を致します。出席委員は10名中10名で、室戸市農業委員会総会会議規則第6条より過半数の定足数に達しておりますので、総会は成立しておりますことをご報告いたします。推進委員の出席者数は、10名中9名のご出席で、福富委員さんより、欠席のご連絡をいただいております。

なお、本日の議案は、

第1号議案 室戸市農業振興地域整備計画の変更（農用地区域からの除外）について

第2号議案 農地法第3条許可申請について

第3号議案 農地法第5条許可申請について

第4号議案 非農地証明願について

の順となっております。

(10月総会以降の農業委員会の活動報告等)

以上で、諸般の報告を終わります。

議 長 それでは、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 長 それでは5番 谷村委員、6番 西岡委員をお願いします。

議長 長 これより議事に入ります。第1号議案 室戸市農業振興地域整備計画の変更（農用地区域からの除外）について議題といたします。この件につきまして産業振興課 田村主事より説明をお願いします。説明の間、休憩いたします。

産業振興課 田村 第1号議案 室戸市農業振興地域整備計画の変更（農用地区域からの除外）について説明させていただきます。申請者は 〇〇〇〇 さん、場所は吉良川町字 〇〇〇〇 で、登記地目は田、現況地目は畑、地積は132㎡の内20.48㎡で、基地局設置箇所の現在の利用状況は畑となっております。変更後の用途は携帯電話無線基地局となっております。土地の選定理由として、携帯電話事業エリア拡大に伴い、周辺基地局との距離を考慮した位置にあること、また、近隣住民・自然環境への影響が少ない場所であることなどから株式会社より土地所有者への依頼があったとのこと。なお、県への事前説明済みであり、農業上の土地利用計画、特に支障がないものと回答をいただいております。以上です。

議長 長 ありがとうございます。休憩前に引き続き会議を開きます。担当課より申請内容について、説明がございました。関係担当地区委員さんの現地確認の報告をお願いします。

2番 細川 第1号議案 室戸市農業振興地域整備計画の変更について、証言いたします。詳細につきましては、産業振興課の田村さんより説明のあったとおりですので、私の方からは、場所について説明いたします。現場は吉良川町東の川沿いの市道を、約8kmほど上流に上がった

ところで、地域名は　　というところですか。11月17日（火）、午後1時半に海老川推進委員、下司推進委員、事務局富士原さんと私の4人で現地を確認してきました。周辺の状況から見ても農用地区域から除外しても問題ないと思いますので、審議のほどよろしくをお願いします。

議　　長　　ありがとうございました。ただいま担当地区委員さんから現地調査の報告がございました。この件について、何かご意見・ご質問のある方は、お願いいたします。

（な　し）

議　　長　　特段ないようでございますので、お諮りします。  
第1号議案番号1について、農用地区域からの除外に賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。全員賛成でございます。  
よって第1号議案番号1につきましては、これを承認することに、決定致します。  
田村氏は、ここで公務のため退席となります。  
ありがとうございました。

（田村氏退席）

議長 それでは、続きまして、第2号議案番号1農地法第3条許可申請の件について、議題といたします。この件につきまして、事務局より番号1から説明をいたします。説明の間、休憩いたします。

事務局 第2号議案番号1農地法第3条許可申請について説明いたします。申請地は吉良川町字 、登記地目は田、現況地目も田となっており、申請面積は505㎡となっております。本申請は、 さんから、 さんへの売買による所有権移転の申請です。以上については、農地法第3条第2項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので、調査書に従って、説明させていただきます。  
(別紙調査書より説明)  
～事務局より説明は以上です。

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明がございました。こちらの議案の担当地区委員は私でございますが、議長のため代わりに久保推進委員さんより、現地調査等の報告をお願いします。

久保利文  
推進委員 推進委員の久保です。第2号議案農地法第3条許可申請について、証言いたします。申請内容については、事務局の説明のとおりでございます。11月12日、島巻会長、事務局富士原さん、私の3名で現地確認を行いました。申請地は、西の川橋から小学校の下へ向かいまして、そこから500mくらい北へ行ったところです。15年程前から譲受人が借りまして水稻・野菜を作っておりました。今後についても継続して耕作するという事で問題はないと思いますのでよろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。ただいま担当地区委員より現地調査の報告がございました。この件につきまして、何かご意見・ご質問のある方、お願いいたします。

(な し)

議 長 格別ないようでございますのでお諮りします。第2号議案番号1について、ただいまの意見に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。よって第2号議案番号1について許可することに、決定致します。

議 長 それでは、続きまして、第2号議案番号2農地法第3条許可申請の件について、議題といたします。この件につきまして、事務局より説明を願います。説明の間、休憩いたします。

事 務 局 第2号議案番号2農地法第3条許可申請について説明いたします。申請地は議案書6ページ及び7ページをご覧ください。計17筆・合計面積は8,754㎡です。登記・現況地目も議案書6・7ページのとおりです。

本申請は、 (父) から、息子  
さんへの生前贈与による所有権移転の申請です。

以上については、農地法第3条第2項各号には、該当しないため、

許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので、調査書に従って、説明させていただきます。

(別紙調査書より説明)

～事務局より説明は以上です。

議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明がございました。担当地区委員さんの現地確認の報告をお願いいたします。

6番 西岡 第2号議案番号2 農地法第3条許可申請について証言いたします。内容等につきましては、先程の事務局の説明のとおりです。現地調査につきましては、11月20日、久保壯一推進委員、小倉行政書士さん、事務局富士原さんと私の4名で現地を確認しております。場所につきましては、市道河内線の集落、 地区というところがございますが、先程報告いたしました地番等の場所がございます。内容等につきましては、親から子に贈与することで、特段問題ないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長 長 ありがとうございます。今回の申請は筆が多く、字地区もだいぶある訳ですが、西岡委員から簡潔な内容説明でございました。委員の皆様はこの7月に農地パトロールで佐喜浜から羽根まで、概ね市内全体を回っていますので、感覚的にはこのあたりということが、わかると思ひます。それも含めてご意見・ご質問がありましたら、お願ひをいたします。

(な し)

議 長 格別ないようでございますのでお諮りします。  
第2号議案番号2について、ただいまの意見に賛成の方の挙手を、  
お願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。  
よって第2号議案番号2につきましては、許可することに、決定致  
します。

議 長 それでは、第3号議案番号1 農地法第5条許可申請の件について  
議題といたします。この件につきまして事務局より申請内容の説明  
をいたします。説明の間、休憩いたします。

事 務 局 第3号議案番号1農地法第5条許可申請について説明いたします。  
申請地は浮津字 〇〇〇〇で、登記地目 田、現況 非耕作地、  
面積が425㎡で農用地区域ではありません。  
本申請は、〇〇〇〇さん・〇〇〇〇さん（持分1/2ずつの  
共有名義）から 〇〇〇〇さんへの実習生用住宅建築の  
ための売買による所有権の移転についての転用の申請です。  
以上については、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許  
可要件の全てを満たしていると考えます。  
なお、同議案の判断については別紙調査書のとおりですので、別紙  
調査書に沿って説明させていただきます。



(調査書の内容を説明)

～ 以上で説明を終わります。

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について、説明がございました。関係担当地区委員さんの現地調査等の報告をお願いします。

6 番 第3号議案 農地法第5条許可申請の番号1について証言をいたします。内容等については先程事務局から報告・説明がございましたので省かせていただきまして、現地確認の内容について、報告いたします。11月20日に久保壯一推進委員、小倉行政書士さん、事務局富士原さんと私の4人で現地調査を行っております。場所については、県道椎名線のコンビニがございますところの、そこから約150m程北へ上ったところの東に小さな道路がありますが、そこを20m程行ったところに、この申請地があります。目的については、実習生用の住宅ということでありまして、北側に農地がございましたが、一段上がってまして、そこも同意書をいただいているということで、周辺も住宅地でありますので、特段問題ないと思っておりますのでよろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。担当地区委員さんより現地調査等の報告がございました。この件につきまして、ご意見・ご質問はございませんか。

(な し)

議長 格別ないようでございますので、お諮りします。第3号議案番号1について、ただいまの意見に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成でございます。よって第3号議案番号1については、申請どおり許可相当と意見を付して県へ進達することに決定致します。

議長 続きます。第4号議案番号1 非農地証明願の件について議題といたします。この件につきまして、事務局より説明をいたします。説明の間、休憩します。

事務局 第4号議案番号1非農地証明願について説明いたします。申請地は、羽根町字 で登記地目は畑、現況地目は宅地となっています。面積が48㎡で、農用地区域外です。  
さんの所有地です。申請理由ですが、55年前から駐車場として使用しており、その頃から畑として使用しておらず、宅地化しており、農地への復旧が困難となっています。事務局より説明は以上です。

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より、申請内容について、説明がございました。第4号議案番号1について、関係担当地区委員さんの現地調査等の報告をお願いします。

9 番 第4号議案番号1非農地証明願について証言します。申請内容は、  
尾 崎 事務局より説明のあったとおりです。場所は国道55線の に  
の事務所があります。その事務所の前の国道を挟んで向か  
い側の東寄りの細長い土地になります。現状は石ころなどがたくさ  
ん散乱していて、農地に復旧することは困難でありますので、審議  
の方をよろしく願います。

議 長 ありがとうございます。担当地区委員さんの現地調査等の報告が  
ございました。この件につきまして、ご意見・ご質問のある方、お  
願いいたします。

(なし)

議 長 格別ないようでございますので、お諮りします。  
第4号議案番号1について非農地の意見に賛成の方の挙手をお願  
いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。  
よって第4号議案番号1については非農地として証明をすることに  
決定致します。

議 長 続きまして第4号議案番号2・番号3でございますが、事務局か  
らの報告がありまして、担当地区委員が西岡委員で同一でございま  
す。番号2・3について一括して事務局より説明を行い、担当地区

委員さんより現地調査の報告を願いまして、採決については番号2及び番号3とそれぞれ採決いたします。それでは、番号2・3について事務局より説明をいたします。説明の間、休憩します。

事務局

第4号議案番号2非農地証明願について説明いたします。申請地は、室津字、同で登記地目は田、現況地目は宅地となっています。面積が4.59㎡と5.67㎡の計10.26㎡で、農用地区域外です。さんの所有地です。

申請理由ですが、40年以上前から住宅の敷地の一部となっているため、農地への復旧が困難となっています。

現在は7年程前よりさんの居宅の敷地の一部となっており、それ以前も前の所有者であるさんの敷地で住宅の一部として使用されており通算40年以上宅地として使用されておりました。

事務局

続きまして、第4号議案番号3非農地証明願について、続けて説明させていただきます。申請地は、領家字、同で登記地目は田、現況地目は原野となっています。面積がそれぞれ275㎡と428㎡の計703㎡で、農用地区域外です。さんの所有地です。

申請理由ですが、30年程前から、以前は田を作っていましたが、前所有者の義父が亡くなってからは耕作できなくなり、現在は竹木等が生えて、農地への復旧が困難となっています。

非農地証明取得後は、申請地の隣に住んでいるさん（所有者の義理の甥）に贈与される予定とのことでした。

事務局より説明は以上です。

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より、番号2・番号3について、説明がございました。関係担当地区委員さんに番号2、番号3について、続けての報告をお願いします。

6 番 第4号議案番号2非農地証明願について証言します。証明願の理由  
西 岡 等につきましては、事務局から報告いただきましたので、省かせていただきます。場所につきましては、室戸の農協の本所がございましたが、ここから100mくらい旧道を東へ行ったところにございまして、現在は宅地と宅地の間、旧道から県道の手前まで幅50cmで約10mの土地になっておりまして、現状バラスが敷かれているということで先程事務局が説明したとおり、非農地に該当するであろうというふうに判断をしております。

6 番 続きます。第4号議案番号3について証言します。こちらについて  
西 岡 ても、非農地の理由等については、事務局から説明がございましたので省かせていただきますが、場所につきましては、市役所の保健福祉センターやすらがございましたが、その駐車場のなかに  
がございました。その の西側に、申請者の甥御さんの家がありまして、その西側にあり、現状竹林で農地への復旧は困難であろうというふうに確認しておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

議 長 ありがとうございます。担当地区委員より、番号2・番号3について順次ご報告がございました。この件について、番号2、番号3どちらでも、ご意見・ご質問のある方はお願いします。

(なし)

議 長 格別ないようでございますのでお諮りします。  
第4号議案番号2について非農地の意見に賛成の方の挙手をお願い  
します。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。  
よって第4号議案番号2については、非農地として証明をすること  
に決定致します。

議 長 続きまして第4号議案番号3について、非農地の意見に賛成の方  
の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。  
よって第4号議案番号3については、非農地として証明をすること  
に決定致します。

議 長 それでは、その他、ご意見・ご質問等何かありませんでしょうか。  
なければ、総会についてはここで締めさせていただきます。  
事務局より、その他の事務連絡をお願いします。

事務局

(その他の事務連絡)

議長

他に何かありませんでしょうか。なければ、閉会の挨拶を谷村職務代理に、お願いいたします。

(谷村職務代理の閉会の挨拶)

(閉会時刻午後2時25分)